

3 監 査 第 133 号  
令 和 3 年 10 月 21 日

請求人

安 田 慶 二 郎 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 原 よしのぶ

同 渡 辺 昇

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
(通知)

令和3年9月13日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

## 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年9月13日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

### 1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事

### 2 請求の対象となる財務会計行為

令和3年度7月補正予算に係る愛知県感染防止対策協力金並びに令和3年度8月補正予算に係る愛知県感染防止対策協力金及びワクチン接種支援事業費に関する支出

### 3 当該行為が違法・不当である理由

現時点で新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠は存在せず、上記2の支出は、何の病原体を根拠にした感染対策費の支出なのか不明であるため。

### 4 請求する措置

愛知県が何の病原体に対する支出なのか提示できるまでは、新型コロナウイルスに対する支出はやめるべき。

## 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求人の主張は、上記第1の3及び4のとおりであるが、これは、新型コロナウイルスの存否についての自らの見解を前提として、新型コロナウイルス感染症対策費の支出の根拠が不明であると述べているにとどまることから、財務会計上の行為が違法又は不当である旨の指摘として失当であり、その余を審査するまでもない。

## 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。